

下呂市市有林整備事業（小坂町小坂町南畑地区）プロポーザル募集要領

1 趣旨

下呂市では、森林の多面的機能の発揮や持続可能な森林経営を目指して取り組んでいますが、市有林においても適正な森林管理を進めるため、施業に関する基本協定を締結します。この要領は、「下呂市市有林整備事業（小坂町小坂町南畑地区）」の適格な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 名称 下呂市市有林整備事業（小坂町南畑地区）
- (2) 期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 参加資格

プロポーザル参加者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 下呂市入札参加資格者名簿の「物品委託 森林整備業務【森林整備業務】」に登録され、本要領16の『プロポーザル参加要件』をみたしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 下呂市から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 下呂市暴力団排除条例に基づき市が行う契約の資格停止処分を受けていない者であること。

4 業務実施上の条件

対象森林における森林整備等を実施するために要した費用については、補助金および、木竹の売上を充てるものとし、事業に係る経費、搬出経費および、事務経費等に要した全ての経費等については、下呂市は負担しないものとする。

但し、災害等による提案型施業等の不実施等により、提案型施業等を実施する予定の森林について提案型施業等を実施することが不可能又は不適當となったときは、当該提案型施業等の一部又は全部を実施しないことができる。その場合において、当該不実施の原因が実施者の責に帰さない場合に事業の一部が実施されていたとき、その実施に要した費用（補助金、立木売払い収入を除く）を、5年間の負担限度額14,555,000円を支払い限度額の範囲で下呂市が負担するものとする。

5 プロポーザル実施スケジュール

(1) プロポーザル実施要領の公表 (下呂市ホームページ)	令和 7 年 6 月 3 0 日 (月)
(2) 質問受付期限	令和 7 年 8 月 2 2 日 (金)
(3) 回答期限	令和 7 年 8 月 2 9 日 (金)
(4) 参加表明書提出期限	令和 7 年 9 月 5 日 (金)
(5) 企画提案書提出期限	令和 7 年 9 月 2 6 日 (金)
(6) 提案内容評価 (プロポーザル評価委員会)	令和 7 年 1 1 月中旬
(7) 結果の通知、公表	令和 7 年 1 1 月下旬

6 書類の提出方法

(1) 参加表明書

提出期限 令和 7 年 9 月 5 日 (金) 17 時 (必着)

提出書類 参加表明書 (様式 1) 1 部

提出方法 下呂市農林部林務課まで持参または郵送すること。

郵送の場合は、令和 7 年 9 月 5 日必着とし、併せて郵送した旨を電話にて連絡すること。

(2) 提案書

提出期限 令和 7 年 9 月 2 6 日 (金) 17 時 (必着)

提出書類 ①法人等概要書 (様式 2) 1 部

②提案書 (様式 3) 8 部

提出方法 下呂市農林部林務課まで直接または郵送すること。

郵送の場合は、令和 7 年 9 月 2 6 日必着とし、併せて郵送した旨を電話にて連絡すること。

7 提案書作成の留意事項

(1) 提案書は、提案者 1 者に対し複数の提案も可能とする。

(2) 提案後の内容の変更及び追加並びに再提出は認めない。

(3) 提案図書の作成、提出等に係る費用の一切は、本プロポーザルに参加しようとする者の負担とする。

(4) 提出された書類、資料は返却しない。

8 配布資料

位置図、区域図等、プロット調査表、森林簿、資源構成表、参考図面

9 質問及び回答

(1) 質問の方法

本実施要領その他関係資料の内容について質問がある場合は、下記期限までに質問書 (様式 5) を提出すること。

(2) 質問の期限

令和 7年 8月29日(金) 15時

1.0 審査方法

プロポーザルに係る評価は、「下呂市市有林整備事業 事業者プロポーザル評価委員会」が行う。

(1) 実施予定 令和 7年 10月下旬

(2) 審査方法 提案書及びヒアリングによる

(3) ヒアリングの所要時間

① プレゼンテーション 15分以内

② 評価委員からの質疑 30分程度

(4) 審査内容

①書類評価により提案内容を点数化し、提案者の順位を決定する。

②点数化は、評価基準(別表1)により各委員の点数の合計とする。

1.1 結果の公表

(1) 評価委員会の結果に基づき、受注候補者を特定する。

(2) 結果は、提案者全員に対し、令和7年11月上旬に審査参加事業者毎に個別の結果を電子メールにて通知する予定。

(3) 結果等に対し、提案者の異議申し立ては一切認めない。

1.2 基本協定の手続き

(1) 基本協定の交渉

最も優れた提案者と認められた受注候補者と基本協定の交渉を行う。この手続きに参加した者が、協定締結までの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加要件を満たさないと認められた場合、次点を協定交渉の相手方とする。

(2) 基本協定書の作成

基本協定書を作成する場合には、受託者は基本協定書に記名押印し、取り交わしを行う。本協定は協定の当事者双方が協定書に押印しなければ確定しない。

1.3 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさない場合

(2) 提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(4) 評価の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

1 4 提案書の取り扱い

提案された書類等は全て、下呂市に帰属することとする。

1 5 その他

- (1) 提案書作成のため現地に立ち入り調査する場合は、事前に下呂市林務課まで連絡すること。
- (2) 参加表明後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式4号)を提出すること。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、下呂市指名業者選定委員会において、指名を見合わせることもある。
- (4) 参加表明後に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。
- (5) 受注候補者は、プロポーザル実施の結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、下呂市との契約関係を生じるものではない。
- (6) 参加者が1事業体の場合は、募集要領の別表1の(2)特定の④の基準で評価するものとする。

1 6 プロポーザル参加要件

1. プロポーザルに参加する法人等は、次の(1)～(3)のうち、いずれかの資格を有する技術職員を1年以上通年雇用している事業体であること。若しくは岐阜県森林整備事業資格者名簿記載業者とする。

(1) 林業技士

林業技士養成事業実施要領(農林水産事務次官依命通達)により一般社団法人日本森林技術協会が認定したもの。

(2) 青年林業士(育林部門又は素材生産部門に限る)

林業後継者育成対策等事業実施要領(農林水産事務次官依命通達)により都道府県知事が認定したもの。若しくは岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が岐阜県林業士に認定したもの。

(3) 林業作業士

林業担い手育成強化対策要綱(農林水産事務次官依命通達)により都道府県知事若しくは林業労働力確保支援センターが次の①、②、③として認定したもの、及び研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号)に基づいて、次の④、⑤、⑥として研修修了者名簿に登録されているもの。

- ① 基幹林業作業士(グリーンマイスター)
- ② 林業技能作業士(グリーンワーカー)
- ③ 林業作業士(ニューワーカー)
- ④ フォレストワーカー(林業作業士)
- ⑤ フォレストリーダー(現場管理責任者)

⑥ フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）

2. 通年雇用技術職員を2名以上、若しくは臨時的雇用技術職員を5名以上有する事業体であること。

1 7 問い合わせ先

住 所 〒509-2506 岐阜県下呂市萩原町羽根 2605-1
下呂市役所農林部林務課 担当：小池
電話番号 0576-53-2010（内線 130）
FAX 番号 0576-52-1870
E-Mail rinmu@city.gero.lg.jp